

パブリックコメント

第4次 町田市障がい者計画 素案

より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考えております。本資料をご参考のうえ、ご意見をお寄せ下さい。

2006年に策定された第3次町田市障がい者計画の期間終了に伴って、改訂を行いません。この第4次町田市障がい者計画素案では、第1次から第3次計画を受け、障がい者の生活を主題とし、当市における障がい者福祉施策の方向性を示します。また計画期間は、2011年4月から2016年3月の5年間とします。

町田市地域福祉部障がい福祉課

<目 次>

1. 計画の策定にあたって	1
2. 障がい者計画の概要	4
2-1. 計画策定の背景と目的	4
2-2. 計画の位置づけと期間	7
2-3. 計画の基本方針	9
3. 分野別の課題と目標	10
3-1. 学ぶことへの支援	10
3-2. 暮らすことへの支援	12
3-3. 働くこと・日中活動への支援	14
3-4. 相談支援	16
3-5. 保健・医療	19
3-6. まちづくり	20
3-7. 理解・協働の基盤づくり	21
4. 計画の実現のために	22
5. 参考資料	24
5-1. 障がい者施策に関連する他の計画	24
5-2. 検討経過	26

1. 計画の策定にあたって

町田市では、学識経験者、福祉団体、障がい者、その他市民の皆様の参加を得て、そのご意見を反映させながら障がい者計画を策定してきました。そこで今回、第4次町田市障がい者計画を策定するにあたり、今まで策定に参加してくださった皆さんと町田市がともに培ってきた、町田市の障がい者施策の基本理念と障がい者の基本的人権の尊重について、あらためて述べます。

町田市の障がい者施策の基本理念

1998年9月に策定された「町田市障害者計画」において、市は、計画の基本理念として《命の価値に優劣はない》と最初に記述しています。現在、この記述から10年以上が経過しました。その間、障がい者福祉制度は大きく変化し、これからも変化していきます。しかし、《命の価値に優劣はない》という基本理念は、今までも、今も、これからも、変わりありません。市は、この理念を大切に、第4次計画を策定します。

《命の価値に優劣はない》

私たちは、常に命と向き合いながら、誰もが育ち、輝き、生き続けられる《町田》であるために、「信頼」と「連帯」と「法」に基づいた《すべての市民にやすらぎの生活を保障する》新しいシステムを目指します。

(1) 自立と自己決定の尊重

人は誰もが、人生を自分らしく生きていける自己成就を望んでいます。社会的な支援策としての障がい者施策の展開は、市民の自立と自己決定を尊重するものとして推進されなければなりません。

(2) 地域生活の実現

障がいがあっても、慣れ親しんだ地域で暮らすことは、基本的な権利です。障がい者固有のニーズが市民生活の中で満たされ、障がいのある人たちが地域で暮らし続けられることを目指す必要があります。

(3) 市民参加による地域福祉社会の実現

すべての市民の人権を尊重する福祉社会は、市民と行政の絶えざる努力によって実現していくものです。障がいのある当事者はもとより、家族、関係職員、ボランティアなど、多くの市民と市の共同の努力が、地域福祉社会を形成する鍵となります。

(4) 市民の理解

障がい者が地域で暮らすためには、障がいに対する人々の理解が不可欠となります。市民の理解は得られつつありますが、啓発活動を一層進め、障がいへの理解を深めていく必要があります。

(以上、第3次計画より抜粋)

障がい者の基本的人権の尊重

誰であっても基本的人権は尊重されなければなりません。様々な場面で支援を必要とする障がい者に対しては、特にそのための配慮が必要となります。それは障がい者計画の策定や、施策を検討する際にも重要なことです。

① 権利擁護の推進

障がい者が社会参加していくためには、参加するための情報の確保が必要です。視覚、聴覚等に障がいがあるがゆえに情報の取得に困難があっても、社会参加のための情報を知り得る機会を保障する必要があります。

また、社会には、様々なリスク要因が存在しています。障がい者が社会参加する中で、障がいがあるがゆえに不利益を受けることがないように障がい者の権利を擁護する必要があります。さらに、障がい者の重度化・高齢化の中で、判断能力に制約のある障がい者の財産管理・身上監護につい

て支援する仕組みを、より整備、充実していくことが必要です。

② 虐待の防止

誰に対して行われる虐待であっても、それを防止することは社会全体の責務です。特に幼児、高齢者、障がい者等、本人が訴えられない人たちへの虐待を防止することは、最優先されるべき社会全体の責務です。

③ 障がい者の参加機会の保障と権利の確立

障がい者の社会参加を進めるためには、障がい者に参加のための必要な支援をするだけでなく、障がいの有無による差別を撤廃するとともに障がい者の権利を確立し、参加の機会を保障する必要があります。障がいの有無にかかわらず参加の機会を与えられるよう、制度や施策のあり方を検討する必要があります。

2. 障がい者計画の概要

2-1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

○ 町田市の障がい者施策は、1972年の基本政策「車いすで歩けるまちづくり」をはじめとする様々な先駆的な取り組みを特徴としてきました。例えば、障がい乳幼児の通所訓練事業「すみれ教室」、日本初のリフト付き車両「やまゆり号」、緊急一時保護事業「エンゼル・ママ」、障がい者青年学級、重度心身障がい者在宅訪問事業から発展した「ひかり療育園」などです。

また、1974年、「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定してまちづくりを進め、1993年には、さらに拡充した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を制定しました。これらの施策は、あるものは発展し、あるものは形を変えて、現在も生き続けています。

○ 一方、国では、1993年12月「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、「障害者の自立と社会参加」が目的として掲げられました。また、同法により、国は、障害者基本計画を、都道府県と市町村は障害者計画を、それぞれ策定することとなりました。

○ 町田市は、障害者基本法に基づく障害者計画を

- ・ 第1次計画「町田市障害者計画」（計画期間：1998～2003年度）
- ・ 第2次計画「町田市障がい者計画〔改訂版〕」（計画期間：2004～2005年度）
- ・ 第3次計画「町田市障がい者計画〔第3次〕」（計画期間：2006～2010年度）

と策定してきました。

○ 第1次計画では、障がい者施策の総合的な体系を示し、各項目に事業目標を設定しました。第2次計画では、第1次計画の改訂版として、第1次計画での目標の達成状況、事業の概要等を示し、その上で、2年間の計画を策定しました。第3次計画では、分野ごとの主要な課題と方向性を示し、5年間の計画としました。

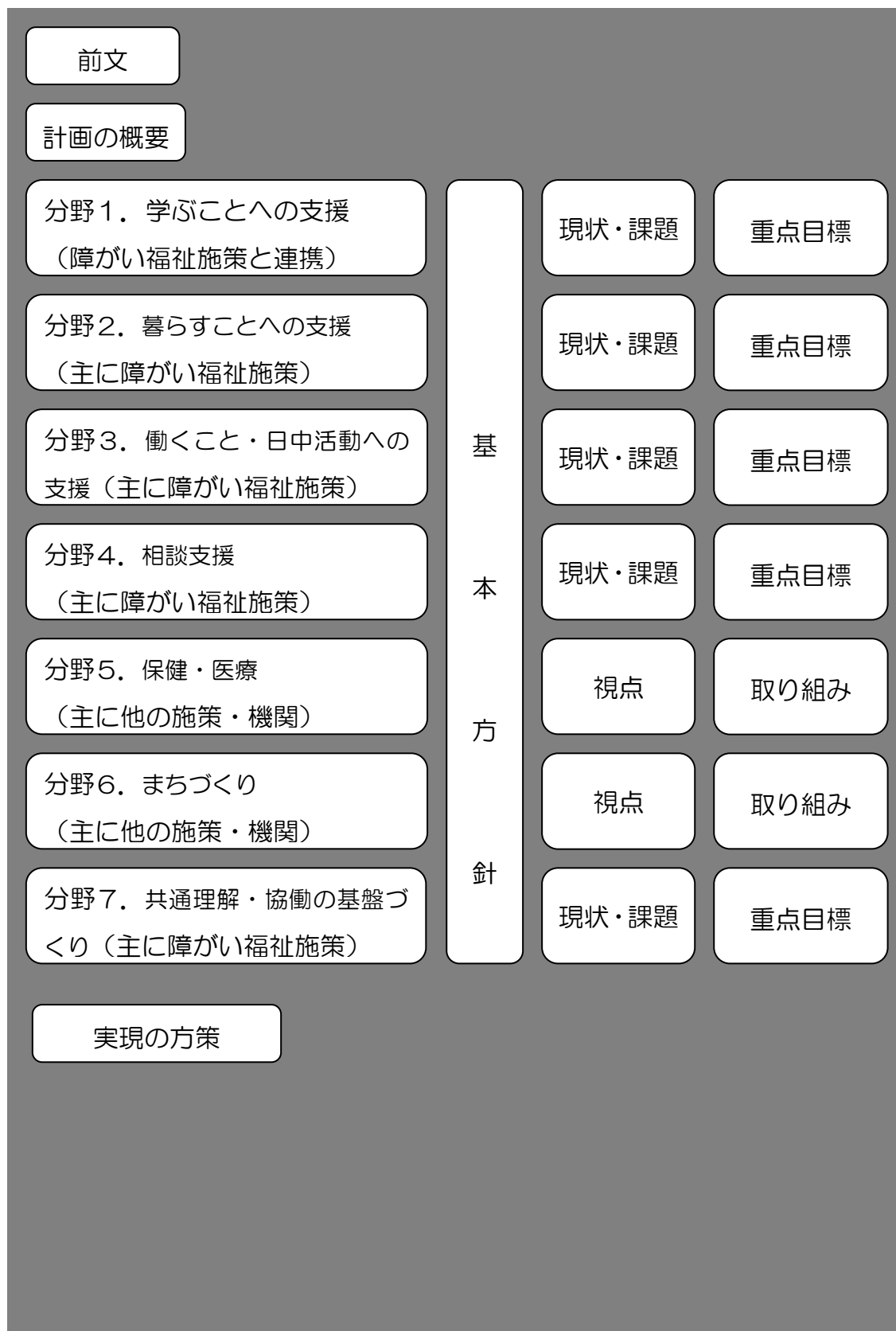
- この間、第2次大戦後50年近く続いてきた措置制度から、2003年には支援費制度へ、2006年には障害者自立支援法の自立支援給付へ、障がい福祉制度が大きく変わりました。また、世界各国では障がい者権利条約が批准され（日本では署名されたものの、まだ批准されていません）、国には障がい者制度改革推進本部が設置される等、国の動向や社会情勢が刻々と変化しています。

特に2010年12月には、国会において「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律）が成立し、障がい者福祉制度の改革が具体的に示されはじめています。

(2) 計画策定の目的

- 本計画では、第1次から第3次計画を受けて、障がい者の生活を主題として、今後5年間の町田市の障がい者福祉施策の方向性を示していきます。
- また、実効性のある計画とするため、分野別に「重点目標」を設定し、計画期間内に重点的に取り組むべき目標を明らかにしていくとともに、障がい福祉施策と他の施策の連携、市から他の機関への要請等についても、本計画の策定範囲とします。

(本計画の構成図)



2-2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- 市は、障がい者計画を、町田市基本構想を受けて策定する部門計画のひとつとしています。しかし、障がい者計画が障がい者福祉施策の基本計画であることから、部門横断的な視点を持って策定する計画とします。
- 本計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定します。
- 障がい福祉施策の計画としては、本計画のほかに障がい福祉事業計画があります。今後、市は、この2つの計画を次のように位置づけます。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">町田市 障がい者計画</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">町田市障がい 福祉事業計画</div>	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	障がい者施策の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者施策の基本的な方向性
	障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	基本計画を具体化する事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所等）の需要見込量や達成目標 ・ 障がい者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業

(2) 計画期間

- 本計画は、2011年から2015年度までの5年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直す等、その変化に柔軟に対応していきます。

(3) 関連する他の計画

- 障がい者施策は、市民生活全般にかかわりがあり、障がい者計画だけで網羅できるものではありません。市が策定する他の行政分野の計画で本計画の内容に関連するものを、参考資料として巻末に掲載いたしました。詳細については、それぞれの計画をご参照ください。

2-3. 計画の基本方針

(1) 国と東京都の考え方

- 障害者基本法は「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進」することを、障害者自立支援法は「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う」ことを目的としており、いずれの法律でも「障害者が自立して生活できる」施策の推進やサービスの提供を方針の一つとしています。
- また、国の障害者基本計画では、
 - ・ 社会のバリアフリー化の推進
 - ・ 利用者本位の支援
 - ・ 障害の特性を踏まえた施策の展開
 - ・ 総合的かつ効果的な施策の推進を基本的な方針（横断的視点）としています。
- さらに、東京都障害者計画では、
 - ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
 - ・ 障害者が当たり前で働ける社会の実現を障害者施策推進の基本的考え方としています。

(2) 町田市の基本方針

- 市は、今までの『町田市の障がい者施策の基本理念』や『障がい者の基本的人権の尊重』の考え方、国の障害者基本計画の基本的な方針、東京都障害者計画の障害者施策推進の基本的考え方を踏まえ、「自立して地域に暮らすことができる環境をつくる」ことを、第4次計画の計画期間に当たるこれからの5年間の基本方針とします。
- 本計画では、自立して地域に暮らし続けるために必要な目標を策定します。

3. 分野別の課題と目標

3-1. 学ぶことへの支援

- 障がいの有無にかかわらず、学齢期とそれに続く高等学校の期間（本計画では、この期間を「学齢期」と呼ぶこととします。）は、子どもの成長にとって大切な期間です。特に障がい児にとってこの期間は、知識を習得する期間として大切であるだけでなく、日常生活動作を訓練する期間としても大切であり、その後の生活に大きな影響を与える期間となります。そこで、この時期の障がい児施策としては、勉学と生活の両面からアプローチする必要があります。
- 幼児期の障がい児には、児童デイサービス（障害者自立支援法）や児童福祉施設（児童福祉法）があり、日常生活動作の訓練や社会生活を送るための訓練（いわゆる「療育」）が行われています。町田市においては、幼児期の障がい児の「療育の場」への高いニーズがあります。さらに、就学後に学校教育の一環として行われている療育へ適切につなげていく必要があります。
- また、市では学齢期の特別支援教育を積極的に推進していますが、なお、障がい故に理解するための時間をたくさん必要とする児童・生徒への対応策が必要とされています。
- 共働き家庭、ひとり親家庭等のために、放課後や長期間の休みに対応するサービスとしては、学童保育クラブが一般的となっています。学童保育クラブが障がい児を受け入れるにあたっては、相応の体制をとっていますが、知的障がいあるいは発達障がいを有する児童には、なお十分な配慮が必要です。

<重点目標>

(1) 学齢期の療育と教育

- 学齢期における療育の場、障がい故に理解するための時間をたくさん必要とする児童・生徒への対応については福祉分野、教育分野にまたがる課題です。今後、市は、教育施策、子ども施策、障がい福祉施策を連携させて対応していきます。また、関係機関（特別支援学校、特別支援学級）との連携を強化していきます。

(2) 放課後、夏休み対策

- 学齢期の障がい児がいる家庭のサポートについては、共働き家庭、ひとり親家庭への支援の観点からも検討する必要があります。放課後や長期間の休みに対応するサービスは、(1)と同様に福祉分野と教育分野にまたがります。今後、市は、教育施策、子ども施策、障がい福祉施策を連携させて対応していきます。

3-2. 暮らすことへの支援

- ここ10年で、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法へと制度が変わり、障害者自立支援法では「施設から地域へ」が主要なねらいとなっています。
- これからは、地域で暮らし続けていく上で、より安定した生活が営めるよう、地域の特徴を踏まえたサービスを提供する必要があります。
- また、障がい福祉サービスだけでなく、他制度のサービスの活用を含めて様々な社会資源の活用を工夫する必要があります。
- 自立して地域で暮らす上では、余暇活動も重要な要素です。障がい者の社会参加を進めるために、従来より市では、障がいの特性に応じた文化活動、スポーツ活動を実施してきました。今では障がい者の社会参加が進み、街中に障がい者がいることはごく普通のこととなりました。

<重点目標>

(1) 地域での「住まい」づくり

- 日常生活を支える基本的な枠組みができてくると、そのサービスを利用して地域で暮らしていくための拠点（＝住まい）の必要性も高まってきます。
市は、障がい種別にかかわらず、支援を受けながら地域に暮らし続けられるように、地域に溶け込んだ「住まい」としてのグループホーム、ケアホームの整備を後押ししていきます。
- また、障がい者本人や家族の高齢化が進む中、公営住宅の確保やバリアフリーの促進などを含め、個々のニーズに応じた生活の場の確保や生活支援のあり方の検討を進めていきます。

(2) 地域での支援

- 障害者自立支援法による制度は全国共通であっても、人口密度や産業構造等により地域ごとに障がい者を支援する仕組みは異なり、気候、地形、コミュニティのあり方等により地域ごとに障がい者が必要とするサービスは異なります。

今後、市は、地域の特徴を調査・検討していきます。その上で、地域の様々

な団体や個人が町田市に暮らし続ける障がい者に町田市の地域の特徴に応じたサービスを提供できるように、環境を整備していきます。

(3) 社会資源の活用

- 市は、自ら障がい福祉事業を実施するだけでなく、社会福祉法人、民間のボランティア団体等が取り組む独自の事業を支援する仕組みを構築していきます。
- また、障がい福祉の枠にとらわれることなく、他制度のサービスの利用を視野に入れ、総合的に支援していきます。

(4) 余暇活動への支援

- 市は、余暇活動を直接実施するだけでなく、障がい者へ多様な機会を提供できることを目指して、市民団体、社会福祉法人等が実施する事業を広く支援していきます。

3-3. 働くこと・日中活動への支援

- 働くことは、生計を維持していくためのひとつの手段であると同時に、社会参加と社会貢献の形であり、生きがいの源泉でもあります。
- 今、多くの障がい者が、民間企業や福祉施設などで働いています。町田市内でも、たとえば市の文化施設やスポーツ施設の食堂、喫茶店などで働いています。
- 現在、障がい者には一般就労（雇用契約のある労働）、福祉的就労（福祉施設等で働くこと）、日中活動（福祉施設でのデイサービス）と様々な「働くこと・日中活動」があり、多くの「場所」があります。
- 一般就労と福祉的就労では、できるだけ、障がい者一人ひとりの適性にあわせて「働く」ことを考えていくことが重要です。
- 現在、市は、就労・生活支援センターを2箇所設置して、障がい者の一般就労への準備や職場への定着を支援しています。また、障がい者の職場への定着を独自に支援している法人へ事業費補助を行っています。
- 障がいがあっても、また医療的なケアが必要であっても、人にとって働く場や、仲間とともに活動する場が必要であり、そのような日中活動の場を確保することは、とても大切です。市は、日中活動を希望する障がい者が全員日中活動に参加できるよう努力してきています。
- 働くことを支える通所施設では、日常生活動作の多くが自立している利用者を想定しており、国が定めている職員配置基準もその前提で規定されています。そのため、このような施設において介護等の支援に配慮を必要とする重度障がい者に対応することは、たいへん困難です。
- また、重度障がい者に対応する施設であっても、利用者が医療的ケアを必要とする場合、日中活動に際して、呼吸、嚥下、体温調節、身体の変形や拘縮など、健康面での支援に細心の注意と専門的な対応が必要となるため、利用者の安全を考慮して、国が定めている職員配置基準を超える職員を配置する必要があります。しかし、障害者自立支援法の基準給付額で運営している民間施設に、国が定めている職員配置基準を超える職員を配置する等の対応を求めることは、現実には困難です。

- 障がい者が活動する場をよりよいものとするためには、障がい者を支援する職員が重要となります。国では、介護職員の離職率の高さを課題と認識しており、「福祉・介護人材確保対策」を打ち出しています。

<重点目標>

(1) 雇用への支援

- 市は、公共職業安定所、商工会議所、企業、福祉施設、教育機関、就労・生活支援センター等と連携して障がい者の就労への支援を図っていきます。
- 市は、法定雇用の対象とならない小規模企業（*）も含めた障がい者雇用の推進を図るため、具体的な施策を進めていきます。

* 小規模企業：障害者の雇用の促進等に関する法律で障害者の雇用に義務付けられている規模（従業員数）より小さい企業

- また、障がい者の就労の場を確保するため、企業が障がい者を受け入れやすくなる施策を検討するとともに、障がい者を多数雇用する特例子会社の誘致を促進します。

(2) 福祉的就労・日中活動の場の確保

- 市は、今後も、福祉的就労・日中活動を希望するすべての障がい者が活動に参加できるよう努力していきます。
- 重度障がい者が通所することを想定していない施設であっても、重度障がい者への対応について配慮している場合、市は運営面で支援していきます。
- 重度障がい者、特に医療的ケアを必要とする障がい者に対応する通所施設については、市が施設の整備・運営面での補助を実施していきます。

(3) 職員の確保・育成

- 今後、市は、町田市内の障がい福祉施設に従事する職員を確保するための支援策や、職員の資質向上のために必要な施策を推進していきます。

3-4. 相談支援

- 障害者自立支援法施行規則によると、相談支援は、
 - ・ 訪問等による障害者や介護者の状況把握
 - ・ 必要な情報の提供、助言、相談、指導
 - ・ 障害者・介護者と市町村、事業者、医療機関等との連絡調整
 - ・ 地域における障害福祉関係者による連携や、支援体制を協議する会議の設置
 - ・ その他の障害者や介護者に必要な支援と規定されています。
- しかし実際には、サービスの利用支援だけでなく、日々の暮らしの支援や、その時々にもつ気持ちの支援等、相談支援の果たす役割が幅広くなってきています。また、相談支援を含めた支援全般として、障がい者本人の高齢化も含めて、地域で暮らし続けるための将来を見据えた支援を期待されるようになってきています。
- この相談支援の役割の広さと支援期間の長さに応えるためには、相談体制の整備だけでなく、相談支援担当者の力量も含めた相談体制の充実を検討する時期にきています。
- なお、現在ある主な公的機関が設置、委託している相談機関と主な担当分野は、次のとおりです。
 - ・ 生活援護課（生活保護）
 - ・ 障がい福祉課（障がい）
 - ・ ひかり療育園（障がい）
 - ・ 子ども家庭支援センター（児童）
 - ・ 地域包括支援センター（高齢）
 - ・ 就労・生活支援センター（障がい）
 - ・ 地域生活支援センター（精神障がい）
 - ・ 身体・知的相談員（障がい）
 - ・ 民生・児童委員（障がい・児童・高齢・生活保護）
 - ・ 児童相談所（児童）
 - ・ 保健所（精神障がい）

<重点目標>

(1) 多様な支援

○ 現在の相談支援は、

- ・ ケースマネジメント（サービスの需給調整、サービス利用計画の作成）
- ・ 診察、診断を伴わないカウンセリングとしての相談（ピアカウンセリング）
- ・ ケースワーク（サービス利用の総合相談）
- ・ 一般的な相談（指導、助言）

というように大きく分けられます。これからは、たとえば、

- ・ 障がい児の親を対象とした「子育てひろば」(*)
- ・ 子育ての先輩に聞く

といった現在の相談支援の範囲外のものも、今後、新たな支援のあり方として推進していきます。

* 「子育てひろば」：在宅で子育てをされているご家庭を対象に、市内の認可保育園等で実施している市の事業です。親子で遊びながら子育ての楽しさを感じたり、親同士・子ども同士の交流を深め、さまざまな情報交換ができる機会を提供しています。

○ また、障がいの早期発見は、その後の治療、療育にとってとても大切ですが、幼少期は障がいの確定が難しく、介護者（両親）の不安感が大きくなりがちです。そこで、障がいの確定前あるいは疑いの時期の相談にも積極的に対応し、医療・保健機関につなげるとともに、子育て支援機関を主体として連携していきます。

(2) 障がい種別にとらわれない支援

○ 障がい種別の垣根を取り払った障害者自立支援法の施行以降、障がい福祉施策全般が障がい種別にとらわれない支援となりつつあります。また、障がいの定義そのものも広がりつつあります。

障害者自立支援法は身体、知的、精神の3障がいを対象としていますが、2010年12月に改正され、発達障がいも精神障害に含まれることを明示しました。

市は、以前より発達障がいや高次脳機能障がいへの支援を行ってきていますが、今後、さらに範囲を拡大して支援を進めていきます。

(3) 支援機関の連携

- 現在、公的機関だけでなく民間機関を含めて様々な相談機関が様々な活動をしていますが、その活動は、分野ごとに縦割りの活動をしています。今後は縦割りの関係でなく、それぞれが重なる部分を持ちつつ、複数のアプローチが可能となる相談支援を目指していきます。また、その実現のため、連携のネットワークを構築し、相談支援のあり方を見直していきます。

(4) 相談担当者の充実

- 相談支援が広く深くなるにつれて、相談担当者の重要性が増していきます。そこで、
 - ・ 専門知識の習得の奨励
 - ・ OJTの充実を通して相談担当者のスキルの向上を図ります。
- また、様々な相談機関に所属する相談担当者の交流を通じて相談支援に対する共通理解を醸成し、相談支援全体の底上げを図ります。

3-5. 保健・医療

- 障がいの早期発見、早期療育等に、保健・医療機関は、欠かせない役割を担っています。また、在宅者の支援には、これらの機関の訪問活動が大切です。
- 現在、市では、健康課が保健分野を担当していますが、2011年4月、保健所が東京都から当市へ移管され、保健分野の市の機能が強化されます。たとえば、精神障がい者の相談については、一般相談は障がい福祉課（市）、専門相談は保健所（東京都）と担当機関が分かれています。保健所が市に移管されることにより、一般相談と専門相談の連携が今まで以上に緊密になります。
- 精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進について、現在、市は相談支援、デイケア等の事業を実施しています。

<取り組み>

- 市は、保健所の移管を機に、保健分野と福祉分野が総合的に対応できるよう、今後、調整を図っていきます。
- また、長年の懸案である障がい者（児）医療については、障がい者（児）が身近に適切な治療を受けられるよう、拠点の設置を含めて、関係機関に要請していきます。
- 精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進について、市は、今後、関係機関と協議の上、具体的な支援策をさらに検討し、実施していきます。

3-6. まちづくり

- 市は、平成7年、町田市福祉のまちづくり総合推進条例を施行し、ノーマライゼーション社会実現のためにバリアフリーのまちづくりを進めてきています。
- 具体的には、地域福祉部門では心のバリアフリーの推進やユニバーサルデザインの普及を、都市計画部門ではバリアフリーな都市空間、住宅、公共施設の整備や、移動しやすい交通環境の確保を目指してきています。
- また、防災部門と福祉部門が協働して、災害時の二次避難所の協定作りや要援護者対策を検討しています。

<取り組み>

- 今後も、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、様々な部門が協働して、バリアフリーのまちづくりや災害時の支援策を推進していきます。

3-7. 理解・協働の基盤づくり

- 長い間、国をはじめとする行政が、障がい者福祉施策を主導して実施してきました。しかし、これからは、当事者、関係者、行政だけでなく、多くの市民が障がい福祉について理解し、何ができるか考え、一緒に活動することが大切です。そのためには、まず、多くの市民が障がい者福祉について知ることが必要です。
- また、障がい者へのいじめ、暴力、虐待の多くは、障がい者への理解が十分でないことに起因しており、障がい者を十分理解していれば防ぐことが可能です。多くの市民が、障がい福祉についてだけでなく、障がいそのものについても知ることが必要です。
- 従来、市では、障がい福祉の課題を分野ごとに対応してきました。そのため、分野を超える課題や新たな課題へ迅速に対応できていない場面が出ています。また、これからは、市の発想だけでは障がい施策が前に進まない場面が出てくることも考えられます。

<重点目標>

(1) 理解のための仕組みづくり

- 町田市の障がい福祉を多くの市民にお知らせするため、様々な形で様々な種類の情報を提供する仕組みを構築していきます。その際、情報を取得するために支援を必要とする障がい者のために、点字版や音読テープを用意するなど、障がい者の情報保障のための取り組みをあわせて推進していきます。
- また、障がいそのものについても、多くの市民に周知を図るべく、理解、啓発に努めていきます。

(2) 協働の土台作り

- 市は、これから発生する様々な課題に対して、市だけでなく、学識経験者、市内の団体、障がい当事者が立場を超えて連携することで、より広い視点での解決が図られることを目指します。
- また、市は、この連携を通して、関係者の協働の進展を目指すとともに、市内で様々な活動が生み出されるよう努力します。

4. 計画の実現のために

この町田市障がい者計画を実現するために、市は、様々な方策を実施していきます。

(1) 事業計画と個別施策

- 2-2. (1)で記述したとおり、本計画は町田市の障がい者施策の基本計画となります。障がい福祉施策については、2011年度に策定する町田市障がい福祉事業計画（計画期間：2012～2014年度）において施策化を検討するとともに、個別事業として具体化の作業に入ります。

(2) 障がい者施策推進協議会

- 2010年秋、市は、障がい者施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がい者施策にかかわる2つの計画（「障がい者計画」「障がい福祉事業計画」）を検討するほか、就労支援、相談支援及び必要な個別の施策について、協議会のもとにそれぞれ部会を設置して協議します。この協議会の発足により、今後、統一的な計画のもと、いろいろな事業が連携して展開できることとなります。
- 市の附属機関の役割は、一般的に「市からの諮問事項に答申する」「特定の事項について市に建議する」こととなっています。しかし、この協議会ではこれらの役割に限らず、この協議会が市と市内の障がい福祉関係者との協働の場となることを目指します。

(3) 計画の進行状況の報告

- 市は、この計画の進行状況を、町田市障がい者施策推進協議会へ定期的に報告していきます。

(4) 他機関への要望

- 障がい者施策は、町田市だけで実現できるものばかりではありません。「2. 分野別の課題と目標」において他の機関への要請、他の機関との協議について記述していますが、市は、より良い障がい者施策の実現のために、国や東京都等へ働きかけていきます。
- また、今まで記述してきたことのほか、
 - ・ 障害者自立支援法の福祉サービスの水準低下を招かないように、給付費用の国庫・都道府県の負担割合を適正に保つこと
 - ・ 介護保険を利用する障がい者が適切なサービスを適切に利用できるよう、介護保険のサービス水準を確保することなどについても、国へ働きかけていきます。

これから、市は、町田市障がい者計画の実現を通して、一人でも多くの障がい者が自立して地域に暮らすことができる環境の整備を、一步一步進めていきます。

5. 参考資料

5-1. 障がい者施策に関連する他の計画

- 市が策定する障がい福祉分野以外の行政分野の計画等で本計画の内容に関連する主なものは、次のとおりです。

本計画の章	関連する計画等
3-1. 学ぶことへの支援	町田市教育プラン、町田市子どもマスタープラン
3-2. 暮らすことへの支援	町田市都市計画マスタープラン、町田市住宅マスタープラン、町田市地域福祉計画
3-4. 相談支援	町田市子どもマスタープラン、町田市教育プラン
3-5. 保健・医療	町田市保健医療計画
3-6. まちづくり	町田市地域福祉計画、町田市都市計画マスタープラン、町田市交通マスタープラン、町田市住宅マスタープラン、町田市地域防災計画、町田市福祉のまちづくり総合推進条例

(各計画等の担当課と計画期間)

計画等の名称	担当課	計画期間
町田市教育プラン	学校教育部教育総務課	2009～2018 年度
町田市子どもマスタープラン	子ども生活部子ども総務課	2005～2014 年度
町田市都市計画マスタープラン	都市づくり部都市計画課	2011 年度～(予定)
町田市住宅マスタープラン	都市づくり部住宅課	2011 年度～(予定)
町田市地域福祉計画	地域福祉部福祉総務課	2011～2015 年度 (予定)
町田市交通マスタープラン	都市づくり部都市計画課	2006 年度～
町田市保健医療計画	いきいき健康部健康課	2007～2011 年度
町田市地域防災計画	市民部防災安全課	2010 年度～
町田市福祉のまちづくり総合 推進条例	地域福祉部福祉総務課	—

(2010年12月現在)

5-2. 検討経過

今回の障がい者計画を検討した町田市障がい者計画検討委員会は、町田市の障がい者施策全般を協議する町田市障がい者施策推進協議会が2010年11月1日に発足したことにより、この協議会の一部会である障がい者計画部会となりました。なお、町田市障がい者計画検討委員会の委員全員が、引き続き障がい者計画部会の部会員となっています。

(現時点までの検討経過)

開催日	内 容
2010.7.28(水)	検討委員会（第1回） ○ 委員の委嘱 ○ 計画案の説明、意見交換
2010.9.27(月)	検討委員会（第2回） ○ 計画案についての意見交換
2010.11.1(月)	計画部会（第1回） ○ 計画案についての検討その1
2010.11.22(月)	計画部会（第2回） ○ 計画案についての検討その2